

規定改定議決票 全会員様へ

新子安南部町内会



件名:規約改定案の議決について

2026 年 8 月

新子安南部町内会の規約改定をしますので、提案に対して新子安南部町内会全ての会員の皆様に議決をしていただく必要があるため、この議決票を使ってお知らせします。(7月回覧で告知済)

5月に令和7年度総会を実施し、全ての議案が可決されましたが、町内会の登記上の住所を旧会館より新会館の住所に変更しましたので、新子安南部町内会の規約の改定が必要です。また同時に、他の3点についても改定したい事項もあり、回覧により議決をいただきたく改定案を提案します。通常は臨時総会を開催して改定の内容について決議しますが、横浜市の方から紙面による議決方式でも差し支わりは無いとの指導もあり、配布される議決票により改定案について決議していただきたく連絡します。(可決された改定後の規約は印刷製本化して後日全世帯配布します)

この提案について異議のある方は、令和8年9月13日までに、(新)町内会館のポストへ投稿してください。異議の申し立て記載方法については、下部にある欄を使ってください。期限までに異議が少数な場合は承認されたものとします。(9月の回覧とホームページにて結果を知らせます)なお、現在の規約をお持ちでない方は、ホームページの「新子安南部町内会規約(改定予定)」の部分をご覧ください。特に異議がない方は投稿する必要はありません。

今回規約の修正を行う該当する条文における主な改定理由は以下の通りです。

- 1) 町内会の法人登記場所が旧会館のままで、新会館の住所になっていない事による様々な支障(金融機関の届出住所、公的機関の届出住所などが実態と合っていない事による不都合が発生している)をなくす。また、現在の旧会館は「倉庫」の扱いとなっており、実態とそぐわないため。
- 2) 新会館の関連設備の保守・メンテナンス上組織が必要ですでに実施されているため。
- 3) 新子安南部町内会では、細部の組織を「組」と称しているが、一般的な呼称としては違和感があり、実態にそぐわないため。(組長という呼称がふさわしくない。幹事長と言う呼称もそぐわない。他の自治会や行政でもほとんどが“班長”と呼んでいる・・・など)
- 4) 町内会が行政の関係で実施している訓練・講習等に必須な資格などを取得するために必要な経費などを町内会が負担する事により、継続的な活動が出来るような取り組みをするため、該当する資格取得者に対する支援を行う制度を設ける。内容については細則で定める。
- 5) 規約の冊子を全世帯配布した事が過去にあったが、それから20年以上も経過し、住んでいる住民の世代も変わり、新たな住民が沢山増えてきたにも関わらず、基本的に全世帯に配布されるべき規約を持っていない人が多数となっているためこの機会を利用し配布する。

(異議がある場合書きこむ追加のスペースで裏面より記入してください)

各家庭では、規約を持っていない方が多いと思いますので、ホームページを参照ください。

①（名称及び事務所）

第1条 本会は「新子安南部町内会」（以下「本会」という。）と称し、事務所を横浜市神奈川区新子安2丁目2番30号の町内会館に置く。

■ 改定案：「新子安2丁目2番30号」を新子安1丁目24番5号 に変更する。

②（事業及び組織）

「第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の部を置き、組織・資産を管理運営、それぞれの事業を行う。以下の1～9」の部分の下部に次の項を追加する。

■ 改定案：「10. IT部 町内会のIT関連及び会館の管理等を統括する事業」を追加する。

③（役員）

第6条 本会の役員は、理事及び幹事とする。

理事は、会長1名 幹事は、各組1名（本会の区域を細区分して、組とする。）

■ 改定案 「各組 ➡各班」「細区分して、組とする。」 ➡細区分して、班とする。に変更。またこれに伴い、規約にある「幹事」を全て「班長」と呼び変える。従って、「幹事会」は「班長会」と修正される。

④（経費）第17条

■ 改定案：（経費）に今ある3項目以外に、「4.」を追加する。

4.として、「資格取得者支援制度を設け、行政等の関係で実施している訓練・講習等に必要な資格などを取得するために必要な経費などを町内会が負担する」。



【注意】以上により“細則”の内容についても修正します。（この項目については議決不要）

■ 異議（反対）がある場合

この提案に異議（反対）がある方は、以下の欄に組番号・氏名を記載の上「理由」を記入して切り取り、町内会館（新館）のポストに投函（投票者名を非公開にしたいと思うので）して下さい。後日町内会の理事より回答します。回答期限は9月13日（9月幹事会の翌週まで）です。異議が無い場合、もしくは異議の総数が少数と認められた場合は、可決したものとみなし、冊子にした印刷物を配布する時点で新規約を有効とします。

（注意）以下の欄に反対理由（意見）を書き込み、町内会館のポストに入れてください。

切り取り線

氏名： _____ 組 _____

（反対理由・もしくはご意見：裏表利用できます：氏名と所属の組を記入ください。町内会館のポストに投稿してください。反対でない場合、この議決票は冊子が配布されるまで保管ください）